

# 群馬県精神保健福祉協会会則

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は群馬県精神保健福祉協会という。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を前橋市野中町 3 6 8 番地（群馬県こころの健康センター内）に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、県民の精神保健福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 精神保健福祉に関する知識の普及、啓発
- (2) 精神保健福祉に関する関係機関との連絡協調
- (3) 精神障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進
- (4) その他、会の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 会 員

(会員)

第 5 条 本会の会員は本会の主旨に賛同する個人又は団体とする。

(入会)

第 6 条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会員の資格の喪失)

第 7 条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 退会するとき。但し、書面をもって、会長に届け出るものとする。
- (2) 3 年以上会費を未納したとき。
- (3) 死亡または解散したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第 8 条 会員で、この会の名誉を傷つけまたは目的に反する行為があったときは、理事会の議決を経て、除名することができる。

(会費)

第 9 条 会員は、別に定められた規定により、会費を納入しなければならない。

## 第 3 章 役 員

(役員)

第 1 0 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 2 名

(役員の仕事)

第 1 1 条 会長は本会を代表し会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。

3 常任理事は、本会の常務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し会務を処理する。

5 監事は、会務および会計を監査する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は、辞任し、または任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員選出)

第13条 役員は総会において選任する。

## 第4章 会 議

(会議)

第14条 会議は、総会、理事会および常任理事会とし、会長が召集する。

(総会)

第15条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

2 総会は年1回開催する。臨時総会は会長が必要と認めるとき、開催できるものとする。

3 総会は会長が議長となり、出席者の過半数をもって議決する。但し、賛否同数の場合は議長が決するものとする。

4 総会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画ならびに事業報告に関すること。

(2) 予算並びに決算に関すること。

(3) 会則に関すること。

(4) 役員選任に関すること。

(5) その他、重要事項に関すること。

(理事会)

第16条 理事会は、会長、副会長、理事および常任理事をもって構成し、会長が議長となる。

2 理事会は、理事の過半数をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

3 総会に提出すべき事項は、理事会の議決を要する。

(常任理事会)

第17条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事をもって構成し、会長が議長となる。

2 常任理事会は、常任理事の過半数をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

3 常任理事会は、本会の常務を掌るうえで必要な事項を、定めることができる。

(委任状)

第18条 総会、理事会、常任理事会に出席できない場合は、委任状をもって出席にかえることができる。

## 第5章 会 計

(会計)

第19条 本会の経費は、会費および寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この会則は、平成14年4月1日から施行する。

この会則は、平成18年5月24日から施行する。